

八千代座・坂東玉三郎公演 アクセスバスツアー

出発日 2020年10月30日(金)～11月8日(日)の10日間

	往復	往路のみ	※大人・小人 同額
ご旅行代金	4,300円	3,300円	※博多駅発着、福岡空港発着 同額

(ご旅行代金に含まれるもの: 行程に記載のバス料金)

募集人員 各日50名(最少催行人員35名)
添乗員 同行しません

	博多駅発	福岡空港発
集合時間	10:30集合	10:50集合

ご注意
・本ツアーには、「八千代座の観劇券」「お食事」は含んでおりません。
・交通渋滞等で行程に遅延が生じる場合があります。
・ご旅行代金は、ご出発前の指定の期日までのお支払いください。

行程

往路：博多駅筑紫口貸切バス駐車場 →→ 福岡空港 →→→ 八千代座
11時00分出発 11時20分出発頃 13時00分頃到着予定

八千代座公演：14時00分開演（13時00時開場）

復路：八千代座 →→→→ 福岡空港 →→ 博多駅筑紫口 ■運行予定バス会社
16時40分出発 18時30分頃着 19時00分頃着 JR九州バス、福岡伊都バス

★最終の確定書面はご出発の10日前までにお送りいたします。催行しない場合のみ14日前までにご連絡いたします。

お申込みのご案内(詳しい旅行条件を説明した書面をお渡していますので、事前にご確認の上お申し込み下さい)

1. 旅行のお申し込み方法及び契約の成立について
① 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申し込みください。
② お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。またお客様が旅行の参加に際し特別な配慮を必要とする場合には、お申込の際にお申し出ください。可能な範囲で当社はこれに応じます。
③ 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込を受け付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込書のお申込金の支払を行っていただきます。支払いがなされた場合、旅行契約は成立したものといたします。この期間内にお申込金の支払がなされないときは、当社は予約はなかったものとして取り扱います。
④ 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したとき成立するものとします。
⑤ 通信契約による旅行契約は、お申込を承諾する通知を発送した時成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立したものとします。

2. 旅行代金のお支払い

① お申込金(お一人様)

旅行代金	1万円未満	3万円未満	6万円未満
お申込金	2,000円	5,000円	10,000円

② 代金残金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。
③ 旅行代金とは表示された金額と「追加代金」の合計額からパンフレット内に記載する「割引代金」を差し引いた金額を言います。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り普通運賃)宿泊費(宿泊を伴う場合)、食事の料金、観光の料金(入場料)を含みます。諸費用はお客様の都合により利用されなくても負担はいたしません。

4. 旅行代金に含まれないもの(一部例示いたします)

個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料(クリーニング代、電話料金その他追加飲食など)。お客様のご希望によるお一人部屋使用の追加代金。
※安心して旅行をしていただくために、国内旅行傷害保険の加入をお勧めいたします。

5. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料
● 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
① 10日目に当たる日以降の解除(②～⑤を除く)	旅行代金の20%
② 7日目に当たる日以降の解除(③～⑤を除く)	旅行代金の30%
③ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
④ 旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
⑤ 旅行開始後の解除、または無連絡不参加	旅行代金の100%

6. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。
(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更、旅行の中止 ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害 ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④ 官公署の命令等によって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤ 自由行動中の事故 ⑥ 食中毒 ⑦ 盗難 ⑧ 運送機関の遅延、不運、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによつて生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社の故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

7. 特別補償

(1) 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行契約(募集型企画旅行契約)の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然の外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の一部に被られた一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。
● 死亡補償金：1,500万円
● 入院見舞金：2万円～20万円
● 通院見舞金：1万円～5万円
● 旅行品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
(2) 当社が責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負う損害補償金の一部又は全部に充当します。
※ その他、適用の条件並びに適用外となる事項については、当社国内募集型企画旅行条件書をご参照ください。

8. 個人情報の取扱いについて

① 当社は、旅行お申込の際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。必要範囲内において当該機関等に提供いたします。
② 当社は、当社グループ企業が取扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
③ 上記の他、当社の個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページをご参照ください。

9. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年2月1日を基準としています。又、旅行代金は2020年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ねください。

お申込み・お問い合わせ

JR九州 旅の予約グループ
〒812-0013
福岡市博多区博多駅前1丁目12番23号
電話：092-482-1489
(営業時間 10:00～18:00 土・日・祝日休業)
総合旅行業務取扱管理者：藤岡康紀

旅行企画・実施

九州旅客鉄道株式会社
観光庁長官登録旅行業第965号
〒812-8566
福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
(一社)日本旅行業協会
旅行業公正取引協議会会員

【旅行代金お振込先(お申込みによる支払いの場合)】

銀行名：福岡銀行 博多駅前支店
口座：普通 1890058
口座名：JR九州 営業部法人旅行センター 旅の予約グループ 支店長 那賀 輝彰
ヨミ) ジー アイーエーケイエーケイ エーケイ エーケイ ツウリョクセンター 支店長 ナガハタ ヒロキ

※ お名前の前に【 Y 】をお付け下さい。 例：キウシュウタロウさまの場合・・・Yキウシュウタロウ
※ 誠に恐れ入りますが、銀行振込手数料はお客様の負担をお願い致します。 ※ ご不明な点については、お問い合わせください。